

2026年4月1日  
消費者庁消費者安全課

食品衛生基準科学研究

研究代表者、研究分担者 各位

研究成果情報及び会計実績情報の内閣府総合科学技術・イノベーション会議への情報提供について

科学技術イノベーション総合戦略2016(平成28年5月24日閣議決定)においては、各府省に対し、「公募型資金について、各配分機関は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録を徹底し、年度終了後、総合科学技術・イノベーション会議(以下、CSTIという。)に対して遅滞なくデータを提供する。」ことが求められています。

消費者庁としては、食品衛生基準科学研究の各研究代表者に対して、研究成果や会計実績の厚生労働科学研究成果データベースへの登録を求めていることから、二重の登録となるe-Radへの登録は求めていないところです。なお、食品衛生基準科学研究費補助金の公募要項においても、以下のように規定しております。

II 応募に関する諸条件等

7 その他

(5) 政府研究開発データベース入力のための情報 【該当部分の抜粋】

厚生労働科学研究成果データベース(国立保健医療科学院ホームページ)において公開された研究成果(投稿論文、取得した特許等)についても政府研究開発データベースに提供されます。

つきましては、消費者庁からCSTIへは厚生労働科学研究成果データベースの登録データを提供することとしており、CSTIにおける情報解析等に際してe-Radの研究者番号による紐付けが必要となることから、当該番号についてもCSTIへ提供することについてご理解をお願いします。

<本件問合せ先>  
消費者庁消費者安全課  
e-Rad 運用管理者  
03-3507-9225